

【査証情報】 当地入国の際の査証取得について

● 10月5日付当館ホームページにて、本年8月30日に当地で発生した政変以降、今まで実施されていた短期滞在者への査証免除措置の運用が変更等されている可能性がある旨を連絡させていただきましたが、今般ガボン政府より正式に当該査証免除措置を無効にする旨の通達がありました。当地へ渡航の際は、期間・目的にかかわらず、必ず査証が必要になります。

1. 従来、ガボン外務省からの通達（本年2月20日付）により、短期滞在目的による入国の場合、日本を含めたG20国籍保有者は査証（ビザ）の免除措置が実施されていましたが、当該措置を無効とする旨の通達（10月12日付）がありました。

2. 当地に渡航される方は、期間・目的にかかわらず、入国の際は査証が必要になりますので、事前にオンライン（e-VISA）や駐日ガボン大使館（または滞在国等最寄りのガボン大使館）で査証を取得してください。

3. また、当地は現在も暫定政府による夜間外出禁止令（午前0時～午前5時）が発令中ですので、渡航を検討されている方については、慎重な判断をお願いいたします。

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又は「たびレジ」（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

在ガボン日本国大使館 領事班

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P. 2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38

Email：amb.japon@lv.mofa.go.jp